

**様式1-3 家屋又は敷地及び家屋を譲渡した後、家屋を取り壊し、除却又は滅失する場合**

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。ご自身のチェック用としてご利用ください。

**取り壊し**

**被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3）**

注1) 相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。

注2) 相続人が2名以上で同時に申請される場合、申請書以外の必要書類は人数分用意する必要があります。各1通を用意して申請してください。

必要書類	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ①被相続人の住民票の除票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の <u>戸籍の附票</u> が必要です。	市民課	◇被相続人の <sup>(ア)</sup> <u>死亡日、死亡時の居住地</u> を確認します。
<input type="checkbox"/> ②相続人全員の住民票 （解体日以降に発行された相続人全員の住民票） ※相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所直前）から家屋の解体、滅失時までの間、相続人が居住地を2回以上移転しているなどの場合、 <u>戸籍の附票</u> が必要です。	市民課 （桐生市外にお住まいの方は、お住まいの市町村窓口）	◇相続直前から家屋の取壊し時まで、当該 <u>相続人全員が当該家屋に居住していなかったこと</u> を確認します。
<input type="checkbox"/> ③敷地（土地）及び家屋の売買契約書 （契約に関する全ページのコピー） ※契約書から引渡日が確認できない場合、その他 <u>引渡日が確認できる書類</u> （譲渡後の土地及び家屋の所有権移転が分かる登記簿等）が必要です。 ※譲渡の日の翌年2月15日までに除却もしくは解体工事する旨を <u>覚書等に記載している場合はその写し</u> も必要です。	仲介業者等	◇相続した <sup>(イ)</sup> <u>家屋、または家屋及びその敷地を引き渡した日</u> を確認します。 引渡日：相続開始日から3年後の年の12月31日以内。
<input type="checkbox"/> ④敷地（土地）の登記事項証明書及び家屋の閉鎖事項証明書 ※登記（閉鎖）事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、 <u>遺産分割協議書及び解体工事の請負契約書</u> のコピー、 <u>工事費用の領収書</u> 等が必要です。	法務局等	◇家屋の <sup>(ウ)</sup> <u>全部を取壊し等した日</u> 及び、家屋及びその敷地等を取得した <u>相続人の数</u> を確認します。 取壊し日：譲渡日から、その翌年の2月15日以内。
<input type="checkbox"/> ⑤下記の（A）から（C）のいずれか		
（A）水道、電気、ガス、いずれかの使用中止日が確認できる書類 （使用中止日は <u>相続開始日以降であること</u> ）	水道局 電力会社 ガス会社等	◇相続後、 <u>対象家屋が使用されておらず、「空き家」状態</u> であることを確認します。
（B）仲介業者による広告を証する書類 （仲介業者が、 <u>家屋の現況が空き家かつ解体予定</u> であると表示して広告していること）	仲介業者等	左記(A)：被相続人が <u>亡くなった時から引渡しの時までに閉栓等使用中止</u> しているかを確認します。
（C） <u>その他要件を満たしていることが容易に認められる書類</u> 例：空き家バンクへの登録していたことの証明		

<input type="checkbox"/> ⑥ (ア)相続開始日 (被相続人の死亡日) 年 月 日	(イ)引渡日 年 月 日	(ウ)取壊し日 年 月 日
---	-----------------	------------------

※相続開始日→引渡日→家屋の全部を取壊した日の順序になっていること。  
 ※相続開始日から3年後の年の12月31日以内の引渡日であること。  
 ※家屋の全部を取壊した日が、引渡日から、その翌年の2月15日以内であること。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、**①から⑥の各書類と以下の⑦から⑨のすべての書類**をご用意ください。(平成31(2019)年4月1日以降の譲渡が対象です)

必要書類	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑦被相続人の介護保険の被保険者証 または障害福祉サービス受給者証等 <small>代替書類：要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等</small>	入所施設等	◇ <u>要介護、要支援、障害支援区分等の認定</u> を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑧施設入所時の契約書等 <small>※契約に関する全ページのコピーを提出してください。</small>	入所施設等	◇ <u>施設の名称、種類、所在地等</u> の確認をします。
<input type="checkbox"/> ⑨下記の (A) から (C) のいずれか		
(A) 水道、ガス、電気いずれかの使用中止が確認できる書類 <small>(使用中止日は相続開始日以降であること)</small>	水道局 ガス会社 電力会社等	◇被相続人が老人ホーム等に入所後 <b>(1)当該家屋が一定の使用をされていること。</b> <b>(2)事業や貸付けのために使用されていないこと。</b> <b>(3)被相続人以外の居住のために使用されていないこと。</b> 以上3点を確認します。
(B) 対象家屋への外出、外泊等の記録 (老人ホーム等が保有する記録)	入所施設等	<b>(3)被相続人以外の居住のために使用されていないこと。</b> 以上3点を確認します。
(C) その他要件を満たしていることが容易に認められる書類		左記(A)：水道、ガス、電気いずれかの <u>契約名義(支給人)</u> 及び <u>使用中止日</u> を確認します。被相続人が <u>老人ホーム等に入所後から亡くなるまでの間に閉栓等使用中止した場合、本特例の対象となりません。</u> 被相続人が亡くなったときから引渡しまでの間に <u>使用中止</u> している必要があります。

※以上の書類をご用意できない場合、代替書類、補完書類の提出及びヒヤリング等により要件を満たしていると認められる場合がございますので、ご相談ください。

申請先：桐生市役所 都市整備部 空き家対策室 空き家対策係 (本庁舎2階)  
 電話(代表)：0277-46-1111 (内線1754・1755)    ダイレクトイン：0277-48-9035  
 F A X：0277-46-2307  
 所在地：〒376-8501 桐生市織姫町1番1号